





同法、度、命、ミ、南、米、航、路、東、米、線、に、使、用、形、五、艘、一、年、十、航、海、に、於、テ、六、千、八、百、四、十、人、ヲ、輸、送、ス、ル、容、易、ニ、シ、テ、右、船、カ、現、在、何、ス、ル、三、等、旅、客、定、員、ヨ、リ、計、算、ス、ル、ニ、テ、千、四、百、九、十、六、人、ノ、船、積、ヲ、有、ス、

四、日本郵船會社  
同社、南、米、東、米、線、に、使、用、形、五、艘、一、年、十、航、海、に、於、テ、移、民、收、入、直、數、一、般、に、使、用、形、三、千、五、百、十、人、ノ、船、亦、使、用、セ、ル、合、約、モ、日、本、十、人、ヲ、輸、送、シ、得、一、キ、又、餘、リ、無、理、ニ、シ、テ、程、度、ニ、於、テ、四、千、人、至、五、千、人、ヲ、適、當、ト、ス、

以上、依、リ、存、在、ス、ル、三、艘、船、カ、力、ヨ、リ、見、テ、約、一、万、千、人、百、八、十、餘、カ、利、因、カ、ニ、約、一、千、四、百、十、人、ヲ、輸、送、シ、得、見、込、ト、ス、

昭和二年度移民保護及獎勵費中南米移入ニ関スル補助費

- 内務省ニ於テ昭和二年度ニ要求スル移民保護及獎勵費ノ次ノ如シ
- 一 移植民保護費 一八八八、五六三、月
  - 二 内地移住獎勵補助費 七五〇、〇〇〇、月

計 一九六三、五六三、月

内務省社會局ニ於テル補助費内譯明細

- 一 海外興業會社取扱移定員數七千人及地方移民協會(信濃移民協會及島取縣移民協會)取扱移定員數七百五十人
  - ニ 對スル補助金(一當二、〇月) 一、九五〇、〇〇〇、月
- 二 海外興業會社取扱移民ニ對シ同社ニ支給スル報償金(一當三、〇月) 二、四五〇、〇〇〇、月
- 三 移民募集其他ニ對スル補助金 七、五六二、〇月

四 地方移民協會補助金、移民講習所事務費、其他移民施設ニ要スル經費 一七、九四三円

計

一八、八八五、六三円

同年度海外興業會社ニ下付シタル補助金(第四回分)

一 移民保護施設ニ要スル經費 七、一四二、〇〇円

二 伯刺西爾國行移民渡航準備金 一〇、〇〇〇、〇〇円

三 伯刺西爾國行移民渡航手続料廢止ニ對スル報償金 一、二二五、〇〇円

(イ) 渡航準備金、伯國政府補助ヲ受ケサル左ノ移民ニ對スル補助金ニ

テ主トシテ汽船賃ニ充當セシムルモノトス

家族移民 年齢十二歳以上五十歳以下ノ男女三人以上ヲ以テ構成スル

移民

夫婦移民 年齢十歳以下ノ夫婦移民但シ十二歳未満ノ子女ヲ

同伴スル場合ニ夫婦移民ト看做ス

單獨移民 年齢十二歳以上五十歳以下ノ單獨移民

(四) 伯國政府ヨリ補助金ヲ受フルモノニ在リテモ其ノ補助金額ニテ次ノ標準金額以下ナルトキハ其ノ差額ヲ補助ス

年齢十二歳以上一人ニ付 二〇〇円

同 十二歳未満七歳以上一人ニ付 一〇〇円

同 七歳未満三歳以上一人ニ付 五〇円

内務省調査南米移民渡航首算數

大正十二年度

補助移民 一一〇人

同十三年度

補助移民 三、一六八人(海外興業振分)

移民 六七二

同十四年度

補助移民  
植民

計

三八四〇

同十五年度

補助移民  
植民

計

六一五八  
不明  
七〇〇〇

(海外興業投資共九二八)

五三二四  
三九二

(海外興業投資共三六二)

昭和三年度南米向華邦移民充當スル  
船床調

本伯國間ニ於テ當省命令ニ依ル南米航路東岸線ニ日本郵船會社自由  
經營航路南米東岸線ニ線ヲ現任兩社共五艘ヲ配船シ同線ハ一  
隻ハ航路ヲ踐行セシ居ルモノニテ就中大阪商船會社、ミエ、丸外  
二艘移民輸送船トシテ先年新造シタルモノアリ而シテ之カ三等旅客定  
員別紙参照ノ通リ

南米航路東岸線(大阪商船)五艘  
南米東岸線(日本郵船)同

計

二七四八  
一四八七  
五二三五  
一〇四七〇

一九二〇年日本郵船會社申出ニ依ル右五艘ノ船舶ニ對シ  
一般床使用ノ場合一ヶ年  
約三五八〇人

二艘床使用の場合 一ヶ年  
 運客を得一ヶ機定ニシテ 明年度迄右船操及航海固数ニ変更ナキ扱ナレハ  
 二カ輸送能力ハ兩社船ヲ合セ  
 大阪商船會社運命南米船路東岸線ト日本郵船會社南米東岸線  
 三等二艘床使用の場合  
 一六〇七六  
 一四六五六

大阪商船會社運命南米船路東岸線ト日本郵船會社南米東岸線  
 三等二艘床使用の場合

ト豫想セラル

5.7.

10

船名	總噸數	速力	航路(往復)	船質	一等	二等	三等	計
南米船路東岸線(大阪商船)								
さんとし丸	七、二六六	一五	一年一月	鋼	四〇	一	七六八	八〇八
もてびてお丸	七、二六六	一六	一三	〃	四〇	一	七九〇	八三〇
らぶらた丸	七、二六六	一六	一七	〃	四〇	一	七九〇	八三〇
まにら丸	九、四四五	一六	一六	〃	一五	一	七〇〇	七一五
はわい丸	九、四五四	一六	一六	〃	一三	一	七〇〇	七一三
南米東岸線(日本郵船)								
神奈川丸	五、八五三	一四	三月九月	鋼	一一	一	四六八	四七九
若狭丸	六、〇七〇	一四	三月四	〃	三七	一	五五八	五九五
河内丸	五、七九七	一四	三月六	〃	九	一	九四	一〇三
鎌倉丸	五、八四九	一五	三月七	〃	二七	一	二五四	二八一
博多丸	五、九六九	一四	三月七	〃	九	一	一一三	一二二

船名	設床	二番中甲板	四番中甲板	五番中甲板	六番中甲板	甲板室	計
河内丸	一設床	一一五	一一五	六五	一一〇	・	四〇五
博多丸	・	一一五	一一五	六五	一〇〇	・	三九五
神奈川丸	・	一二〇	九五	七〇	九〇	一〇	三八五
若狭丸	・	一三〇	八五	七〇	・	三五	三二〇
鎌倉丸	・	一二〇	七五	六〇	・	三〇	二八五

以上換算数一ヶ年約三五八〇人  
 右二設床使用ノ場合ナルカニ設床トシテ使用ノ場合約七二六〇人トナル  
 又普通ニ番四番五番船中甲板ヲ使用スルモノニシテ此ノ場合ニ於  
 テハ約六百人ノ減少トナル

本邦南米東岸間定期航路現行施設 (昭和三年七月現在)  
 線路名 航路及寄港地 使用船名 総噸數 航海回数 經營者

南米航路運送線  
 (命令航路)

往航橫濱、神戸、長崎、香港、新嘉坡、ケレポタラシ、サントロ	はわい丸	九四四	九	年十四	大阪商船
リヤデジヤネーロ、ベエノスアイリス	さへと丸	七二六	六	年十四	大阪商船
復航、ベエノスアイリス、サントロ	らぶらた丸	七二六	六	年十四	大阪商船
デジヤネーロ、フリストバル、横濱	もへび丸	七二六	六	年十四	大阪商船

往航橫濱、名古屋、神戸、門司、香港、新嘉坡、モンサレ

ラブレ、カニバン、ケレポタラシ	鎌倉丸	五八四	六	年十四	日本郵船
リヤデジヤネーロ、サントロ	博多丸	五九七	六	年十四	日本郵船
ベエノスアイリス	若狭丸	六〇七	六	年十四	日本郵船

南米東岸線

(自由航路)

復航「ベネスアイレス」	「サントス」	河内丸	五七九八
「デジャネーロ」	「ケイフタウシ」	柳屋丸	五八五三
「ヒルバー」	「オーストランド」		
「シラゴアベ」	「モンバサ」		
「嘉坡」	「香港」		
	「神戸」		
	「横濱」		

航海理数及航海日数別紙ノ通

航海理数及航海日数

南米航路東岸線(大阪商船)

往航	自	至	理数
横濱	神戸	神戸	三五〇
神戸	長崎	長崎	三八九
長崎	香港	香港	一〇七〇
香港	新嘉坡	新嘉坡	一四二三
新嘉坡	ケイフタウシ	ケイフタウシ	五六一
ケイフタウシ	サントス	サントス	三四三〇
サントス	リオデジヤネロ	リオデジヤネロ	二一〇
リオデジヤネロ	ベネスアイレス	ベネスアイレス	一一五五
ベネスアイレス	サントス	サントス	一〇一〇
サントス	リオデジヤネロ	リオデジヤネロ	二一〇

南米東岸線(日本郵船)

往航	自	至	理数
横濱	神戸	神戸	三五〇
神戸	門司	門司	二四〇
門司	香港	香港	一一八〇
香港	新嘉坡	新嘉坡	一四二三
新嘉坡	モンバサ	モンバサ	三九九〇
モンバサ	デラゴアベ	デラゴアベ	一四八九
デラゴアベ	ダーバン	ダーバン	三〇五
ダーバン	ケイフタウシ	ケイフタウシ	八〇九
ケイフタウシ	リオデジヤネロ	リオデジヤネロ	三二七二
リオデジヤネロ	サントス	サントス	二一〇

リヂヤネロ  
クリストバル  
横濱  
四三  
七八

般海日数  
往般 横濱、ベニヤネロ間 二十日以内  
神戶、サントス間 四十八日以内  
復般 ベニヤネロ、横濱間 七十日以内

リヂヤネロ	ベニヤネロ	一〇・一〇
クリストバル	サントス	一〇・一〇
横濱	リヂヤネロ	二一・〇
神戶	ケイフタウシ	三二・七二
香港	ダーバン	八〇・九
新嘉坡	モンバサ	一七二・〇
般海日数	新嘉坡	三九九・〇
往般	香港	一四二・三
復般	神戶	一三七・六
	横濱	三五・〇

参考

本邦ヨリアマゾン河ロニ至ル般海日数

一 南阿經由

神戶、門司、香港、新嘉坡、古倫母、ダーバン、ケイフタウシヲ經テ「バラ」ニ至ル

一三、一五八海里

二 北馬經由

神戶、横濱、「ホル」、「ロスアンゼルス」、「クリストバル」ヲ經テ「バラ」ニ至ル

一六、二二六海里

参考

本邦ヨリアマゾン河口ニ至ル般海運敷

一南阿經由

神戸、門司、香港、新嘉坡、古倫母、バレン  
ケイ、タウシ、ヲ經由、ハラニ至ル

一三、一五八海里

二北米馬經由

神戸、横濱、ホル、ロスアンゼルス、クリストバル  
ヲ經由、ハラニ至ル

一六、二二六海里

